

## 事業評価書（事前）

事務事業名		送迎保育ステーション試行事業
事務事業の概要	(1)目的	待機児童の解消及び延長保育への対応を図る。
	(2)内容	駅前等利便性の高い場所に送迎保育ステーションを整備し、保育所への送迎サービスを実施するとともに、送迎先の保育所の閉所後は、当該施設において集合型延長保育を実施する。(14年度50か所)
	(3)達成目標	定員に余裕のある保育所を有効に活用し、待機児童を解消する。 1か所の保育所では実施できない延長保育のニーズへの対応を図る。 要求額 250百万円
評価	(1)必要性	〔国民や社会のニーズに照らした妥当性、公益性、緊要性〕 共稼ぎ家庭の増加や保育サービスの利用意識の高まり等の要因を背景に、都市部を中心に保育需要が高まっており、平成13年4月の待機児童数は、全国で2万1千人となっている。 一方、保育所の定員に対する入所率は9割となっており、利便性が高い場所の保育所では多くの待機児童が生じ、郊外の保育所では定員割れが生じるなど、地域的偏在が顕著に現れている。 また、保育需要が多様化する中で、延長保育の需要が高まっているが、1保育所当たりではまとまった需要がないため延長保育が実施できず、その結果、定員の空きが生じている傾向もある。 このような状況を踏まえ、待機児童及び延長保育への対応を図るためには、市町村（社会福祉法人等へ事業の委託可）において送迎保育サービスを実施することにより、既存保育所の有効活用を図ることが必要である。 〔官民の役割分担、国と地方の役割分担、民営化や外部委託の可否〕 児童福祉法により、保育の実施に関する実施責任は、市町村にあるとされており、保育の実施を保障するために行う本事業の実施主体は市町村としていくところである。また、国や都道府県も児童を心身ともに健やかに育成する責任を負っており、それぞれが負担を分かち合うこととしている。 なお、本事業は市町村を実施主体として実施するものであるが、社会福祉法人等に委託することは可能である。
	(2)有効性	利便性の高い場所に送迎拠点施設を設置し、バスによる送迎を行うことで、広域の保育需要に対応できるようになること及び送迎拠点施設で集合型延長保育を行うことで、延長保育の需要に対応できるようになり、それまで地理的な問題又は開所時間と必要な保育時間のミスマッチが原因で待機となっていた児童の保育所入所を可能とし、本事業の実施により即時に待機児童対策の効果が生じる。
	(3)効率性	〔単年度の費用〕 初年度は送迎拠点の初度設備費が含まれるが、次年度からは事業費のみとなる。 初年度：15百万円 次年度以降：13百万円 〔手段の適正性〕 既存保育所の活用を図るため、最小限の施設整備で待機児童への対応が図られる。 (参考)都市部に小規模保育所を設置するために必要な施設整備費：84百万円
	(4)その他 (公平性・優先性など)	なし
関連事務事業		駅前保育サービス提供施設等設置促進事業
特記事項		本年7月6日に閣議決定された「仕事と子育ての両立支援策の方針について」において、地域の実情に応じた取組を推進するため、「郊外の保育所への送迎サービスの提供」が掲げられている。
主管課及び関係課		(主管課)雇用均等・児童家庭局保育課